

福岡市介護サービス等事業者の指定等事務取扱要領

目次

- 第1章 総則
- 第2章 指定申請
- 第3章 指定を不要とする旨の届出
- 第4章 指定更新申請
- 第5章 指定変更申請
- 第6章 変更届
- 第7章 休止・廃止届
- 第8章 再開届
- 第9章 申請書等
- 第10章 雑則
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び福岡市介護サービス事業者の指定等に関する規則（平成18年福岡市規則第71号。以下「規則」という。）並びに福岡市第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱（平成29年3月30日保健福祉局長決裁。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市長が行う介護サービス等事業者の指定又は許可（以下「指定等」という。）、指定の更新又は許可の更新（以下「指定更新等」という。）、指定の変更又は変更の許可若しくは変更の承認（以下「指定変更等」という。）、変更、休止又は廃止若しくは指定の辞退（以下「廃止等」という。）及び再開に係る事務について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス等事業 別表1に規定する介護サービス等事業をいう。
- (2) 指定申請 介護サービス等事業者の指定等の申請をいう。
- (3) 指定更新申請 介護サービス等事業者の指定更新等の申請をいう。
- (4) 指定変更申請 介護サービス等事業者の指定変更等の申請をいう。
- (5) 変更届 介護サービス等事業者の変更の届出をいう。
- (6) 休止・廃止届 介護サービス等事業者の休止・廃止の届出をいう。
- (7) 再開届 介護サービス等事業者の再開の届出をいう。
- (8) 申請者 指定申請、指定更新申請、指定変更申請、変更、休止・廃止又は再開の届出を行う者をいう。
- (9) 指定基準 法及び省令並びに福岡市条例等で定める介護サービス等事業者の基準をいう。
- (10) 審査基準 別に定める指定基準適合表及び提出書類チェック表をいう。
- (11) 指定日 市長が指定等の決定を行う年月日（原則毎月1日）をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要領において使用する用語の意義は、法及び省令並びに規則の例

による。

(暴力団等の排除)

第3条 申請者に係る暴力団等の排除については、福岡市の介護サービス等事業者等から暴力団等を排除するために講じる措置に係る要綱に定めるところによる。

(建築物に係る計画等)

第4条 申請者は、介護サービス等事業に使用する建築物に係る計画を、福岡市福祉のまちづくり条例(平成10年福岡市条例第9号。以下「福祉条例」という。)その他関連法令等の規定に基づき、作成しなければならない。

2 申請者は、計画の段階から適宜、地域住民(特に隣接地の居住者)に対し、介護サービス等事業所の建設、運営等について十分説明を行い、理解を得られるよう努めなければならない。

第2章 指定申請

(事前協議)

第5条 申請者は、指定基準及び審査基準その他関係法令等を踏まえて、あらかじめ、介護サービス等事業者指定申請に係る事前協議書に必要書類を添付して市長に提出し、事前協議を行わなければならない。

2 申請者は、指定等を受けようとする介護サービス等事業の実施に当たり、建物その他施設の新築又は改修等の工事により当該事業の用に供する設備を設ける必要があるときは、当該工事を行う前の適切な時期に前項の事前協議を行うものとする。

3 申請者は、消防法、建築基準法及び福祉条例等に関する協議の内容を、建築物に係る協議記録(任意様式)に記録し、事前協議の際に提出するものとする。

4 市は、申請者に対し、指定基準及び審査基準その他関係法令等に基づき、必要な指導又は助言を行うものとする。

(指定申請)

第6条 申請者は、事業を開始する月の前々月末日までに、第9章に定める指定(許可)申請書又は事業者指定申請書及び付表(以下この章において「申請書」という。)に、別表2に定める書類を添えて、市長に指定申請を行うものとする。

2 申請者は、事前協議なく指定申請を行ってはならないものとする。ただし、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定申請を行う場合は、事前協議を省略できる。

(審査に係る手数料の納付等)

第7条 申請者は、申請書を提出する際に福岡市手数料条例(昭和35年福岡市条例第11号)別表第2に定める許可申請等手数料(以下「手数料」という。)を福岡市収入証紙条例(昭和39年福岡市条例第27号)第2条の規定に基づき、福岡市収入証紙(以下「市証紙」という。)により納付しなければならない。また、納付に当たっては、福岡市収入証紙貼付簿に貼付しなければならない。

2 納付された手数料の返還は、行わないものとする。ただし、手数料の過納の場合は、この限りでない。

(審査等)

第8条 市は、申請書の提出を受けた場合は、次に掲げる審査を行うものとする。

- (1) 書類審査 指定基準及び審査基準その他関係法令等に基づく審査
 - (2) 現地確認 事業実施予定地の状況及び人員配置等に関する審査
 - (3) その他必要と認められる審査
- 2 市は、前項の審査の結果、補正が必要なものについては、相当の期限を定めて、申請者に補正を求めるものとする。
 - 3 市は、申請者が前項の規定による期限までに補正を行わず、改善が見込めない場合は、申請書の差戻しを行うものとする。
 - 4 前項の規定による申請書の差戻しを行った場合においても、納付された手数料の返還は、行わないものとする。

(指定予定日の変更)

第9条 市は、次に掲げる事項に該当する場合は、指定予定日を変更することができるものとする。

- (1) 第6条第1項に定める申請期限を過ぎて指定申請が行われた場合
 - (2) 工事の遅延等により指定予定日に指定等の決定を行うことが困難と認められる場合
 - (3) 申請者が第8条第3項の規定による補正を、同項の規定による期限までに行わず、指定予定日に指定等の決定を行うことが困難と認められる場合
 - (4) その他申請者の責に帰すべき事由により指定予定日に指定等が困難と認められる場合
- 2 変更後の指定予定日は、当該申請の内容又は審査の進捗状況等を踏まえ、申請者と協議の上、決定するものとする。
 - 3 指定予定日を変更した場合は、申請者は改めて申請書を提出しなければならない。

(指定に係る県知事の同意)

第10条 市長は、特定施設入居者生活介護事業者の指定及び介護医療院の許可をしようとする場合は、法第70条の規定に基づき、あらかじめ、特定施設入居者生活介護事業者の指定に係る同意依頼書に必要書類を添付して福岡県知事に提出し、同意を得るものとする。

- 2 市長は、介護医療院の許可をしようとする場合は、法第107条の規定に基づき、あらかじめ、介護医療院の許可に係る同意依頼書に必要書類を添付して福岡県知事に提出し、同意を得るものとする。

(指定等の決定)

第11条 市長は、第8条に定める審査の結果、指定基準及び審査基準を満たしていると認められる場合は、指定等の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき指定等を決定した場合は、申請者に対し、第9章に定める指定（許可）通知書を交付するものとする。

(新規指定事業者への指導)

第12条 市は、指定（許可）通知書を交付する事業者に対し、介護サービス等事業の適正運営の確保を目的とした指導、集団指導を行うものとする。

(公示等)

第13条 市長は、法第78条、第78条の11、第93条、第104条の2、第114条の7、第115条の10及び第115条の20の規定に基づき、指定等を行った場合は、指定等を行った日の属する月の末日までに、事業者の名称、当該指定等に係る事業所の所在地その他の省令に定めのある事項を福岡県知

事に届け出るとともに、公示の手続きを行うものとする。また、法第 85 条及び第 115 条の 30 の規定に基づき、指定を行った場合は、指定を行った日の属する月の末日までに、事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の省令に定めのある事項について、公示の手続きを行うものとする。なお、法第 85 条及び第 115 条の 30 の規定にかかわらず、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者の指定を行った場合も、他の指定等と同様に福岡県知事に届け出るものとする。

- 2 福岡県知事への届出については、介護サービス等事業者の指定等に係る届出書に必要書類を添付して行うものとする。
- 3 市は、指定等を行った場合は、事業者の名称、当該指定等に係る事業所の名称及び所在地等の情報を福岡市ホームページに掲載するものとする。

第 3 章 指定を不要とする旨の届出

(指定を不要とする旨の届出)

第 14 条 申請者又は法第 71 条第 1 項、第 72 条の 2 第 1 項、及び第 78 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく介護サービス事業者の特例、第 115 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく地域密着型サービス事業者の特例、第 115 条の 11 の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の特例又は法第 115 条の 12 の 2 第 1 項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の特例に該当する事業者(以下、この章において「申請者等」という。)が、当該特例による指定介護サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を不要とする場合は、指定を不要とする旨の届出書を速やかに市長に届け出るものとする。

(審査等)

第 15 条 市は、届出書の提出を受けた場合は、次に掲げる審査を行うものとする。

- (1) 書類審査 指定基準及び審査基準その他関係法令等に基づく審査
 - (2) その他必要と認められる審査
- 2 市は、前項の審査の結果、補正が必要なものについては、相当の期限を定めて、申請者等に補正を求めるものとする。
 - 3 市は、申請者等が前項の規定による期限までに補正を行わず、改善が見込めない場合は、届出書の差戻しを行うものとする。

(届出の受理)

第 16 条 市長は、前条に定める審査の結果、指定不要の旨の届出の要件を満たしていると認められる場合は、受理通知書により、申請者等に受理を通知するものとする。

第 4 章 指定更新申請

(指定更新申請)

第 17 条 市長は、指定の有効期間の満了の日(以下「有効期間満了日」という。)の 3 月前までに、指定の有効期間の満了を迎える事業所に対し、指定更新等の申請期限を文書により通知するものとする。

- 2 申請者は、申請期限までに、第 9 章に定める指定更新(許可)申請書に、別表 3 に定める書類を添えて、市長に指定更新申請を行うものとする。

(審査に係る手数料の納付等)

第 18 条 申請者は、申請書に添えて、手数料を市証紙により納付しなければならない。また、納付に

当たっては、福岡市収入証紙貼付簿に貼付しなければならない。

- 2 納付された手数料の返還は、行わないものとする。ただし、手数料の過納の場合は、この限りでない。

(審査等)

第 19 条 市は、申請書の提出を受けた場合は、次に掲げる審査を行うものとする。

- (1) 書類審査 指定基準及び審査基準その他関係法令等に基づく審査
 - (2) その他必要と認められる審査
- 2 市は、前項の審査の結果、運営の改善又は書類の補正（以下「改善等」という。）が必要なものについては、相当の期限を定めて、申請者に改善等を求めるものとする。
 - 3 市は、申請者が前項の規定による期限までに改善等を行わない場合は、必要に応じて、「介護保険施設等の指導監督について（平成 18 年 10 月 23 日 老発第 1023001 号）」に基づく運営指導又は監査を行う。

(指定更新等の決定)

第 20 条 市は、前条に定める審査の結果、指定基準及び審査基準を満たしていると認められる場合は、指定更新等の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき指定更新等を決定した場合は、申請者に対し、第 9 章に定める指定（許可）更新通知書を交付するものとする。

(指定の失効)

第 21 条 次の各号に該当する介護サービス等事業者は、有効期間満了日の翌日に、指定等の効力を失う。

- (1) 有効期間満了日までに、指定更新等を行わない意思を明確に示したもの
- (2) 有効期間満了日までに、第 17 条第 2 項の規定に基づく申請を行わなかったもの
- (3) 有効期間満了日までに、法に定める要件を満たさないもの

第 5 章 指定変更申請

(事前協議)

第 22 条 申請者は、別表 4 に定める介護サービス等事業の指定変更等を行う場合は、指定基準及び審査基準その他関係法令等を踏まえて、あらかじめ、介護サービス等事業者指定変更申請に係る事前協議書に必要書類を添付して市長に提出し、事前協議を行わなければならない。

- 2 市は、申請者に対し、指定基準及び審査基準その他関係法令等に基づき、必要な指導又は助言を行うものとする。

(指定変更申請)

第 23 条 申請者は、別表 4 に定める介護サービス等事業の指定変更申請を行う場合は、指定変更等の予定日の 1 月前までに、第 9 章に定める指定変更申請書、開設許可事項変更申請書又は管理者承認申請書（以下この章において「申請書」という。）に、必要書類を添えて市長に指定変更申請を行うものとする。

- 2 申請者は、事前協議なく指定変更申請を行ってはならないものとする。

(審査に係る手数料の納付等)

第24条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書を提出する際に手数料を市証紙により納付しなければならない。また、納付に当たっては、福岡市収入証紙貼付簿に貼付しなければならない。

(1) 法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）

(2) 法第107条第2項の規定による介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）

2 納付された手数料の返還は、行わないものとする。ただし、手数料の過納の場合は、この限りでない。

（審査等）

第25条 市は、申請書の提出を受けた場合は、次に掲げる審査を行うものとする。

(1) 書類審査 指定基準及び審査基準その他関係法令等に基づく審査

(2) 現地確認 構造設備に関する審査（構造設備の変更がない場合は省略することができる。）

(3) その他必要と認められる審査

2 市は、前項の審査の結果、補正が必要なものについては、相当の期限を定めて、申請者に補正を求めるものとする。

3 市は、申請者が前項の規定による期限までに補正を行わず、改善が見込めない場合は、申請書の差戻しを行うものとする。

4 前項の規定による申請書の差戻しを行った場合においても、納付された手数料の返還は、行わないものとする。

（指定変更予定日の変更）

第26条 市長は、次に掲げる事項に該当する場合は、指定変更予定日を変更することができるものとする。

(1) 第23条第1項に定める申請期限を過ぎて指定変更申請が行われた場合

(2) 工事の遅延等により指定変更予定日に指定変更等を行うことが困難と認められる場合

(3) 申請者が前条第2項の規定による補正を、同項の規定による期限までに行わず、指定変更予定日に指定変更等を行うことが困難と認められる場合

(4) その他申請者の責に帰すべき事由により指定変更予定日に指定変更等を行うことが困難と認められる場合

2 変更後の指定変更予定日は、当該申請の内容又は審査の進捗状況等を踏まえ、申請者と協議の上、決定するものとする。

3 指定変更予定日を変更した場合は、申請者は改めて申請書を提出しなければならない。

（指定変更等の決定）

第27条 市長は、第25条に定める審査の結果、指定基準及び審査基準を満たしていると認められる場合は、指定変更等の決定を行うものとする。

2 市長は、指定変更等通知書により指定変更等の決定を申請者に通知するものとする。

第6章 変更届

（事前協議）

第28条 申請者は、事業所・施設の所在地、建物の構造、専用区画等、構造設備の変更（第5章に定める指定変更等を除く。以下「構造変更等」という。）、及び定員の増加を行う場合は、指定基準及

び審査基準その他関係法令等を踏まえて、変更等の予定日の1月前までに、介護サービス等事業者指定申請等に係る事前協議書に必要書類を添付して市長に提出し、事前協議を行わなければならない。

- 2 市は、申請者に対し、指定基準及び審査基準その他関係法令等に基づき、必要な指導又は助言を行うものとする。

(変更届)

第29条 申請者は、法又は省令で定める事項に変更があった場合は、変更した日から10日以内に、第9章に定める変更届出書に変更届出書チェック表に記載された書類を添えて、市長に変更の届出を行うものとする。

- 2 申請者は、構造変更等を行う場合は、事前協議の後に変更の届け出を行うものとする。

(審査等)

第30条 市は、変更届出書の提出を受けた場合は、次に掲げる審査を行うものとする。

- (1) 書類審査 指定基準及び審査基準その他関係法令等に基づく審査
- (2) 現地確認 変更後の事業実施予定地の状況等に関する審査（構造変更等を行わない場合、又は構造変更等が軽微な場合は省略することができる。）
- (3) その他必要と認められる審査

- 2 市は、前項の審査の結果、補正が必要なものについては、相当の期限を定めて、申請者に補正を求めるものとする。

- 3 市は、申請者が前項の規定による期限までに補正を行わず、改善が見込めない場合は、変更届出書の差戻しを行うものとする。

(届出の受理)

第31条 市長は、前条に定める審査の結果、指定基準及び審査基準を満たしていると認められる場合は、受理印を押印した変更届出書の写しを交付することにより、申請者に受理を通知するものとする。

第7章 休止・廃止届

(休止・廃止届)

第32条 申請者は、廃止等の日の1月前までに、第9章に定める廃止（休止）届出書又は指定を不要とする旨の届出書（以下この章において「届出書」という。）に、廃止等に当たり講じた措置報告書を添えて、市長に休止・廃止届を行うものとする。

- 2 休止の期間は、原則、延長を含め最大1年間とする。

(審査等)

第33条 市は、届出書の提出を受けた場合は、次に掲げる審査を行うものとする。

- (1) 書類審査 指定基準及び審査基準その他関係法令等に基づく審査
- (2) その他必要と認められる審査

- 2 市は、前項の審査の結果、補正が必要なものについては、相当の期限を定めて、申請者に補正を求めるものとする。

- 3 市は、申請者が前項の規定による期限までに補正を行わず、改善が見込めない場合は、届出書の差戻しを行うものとする。

(届出の受理)

第34条 市長は、前条に定める審査の結果、廃止等の要件を満たしていると認められる場合は、休止・廃止届受理通知書により、申請者に受理を通知するものとする。

(公示)

第35条 市長は、法第78条、第78条の11、第93条、第104条の2、第114条の7、第115条の10及び第115条の20の規定に基づき、届出書を受理した場合は、受理した日の属する月の末日までに、事業者の名称、当該指定等に係る事業所の所在地その他の省令に定めのある事項を福岡県知事に届け出るとともに、公示の手続きを行うものとする。また、法第85条及び第115条の30の規定に基づき、届出書を受理した場合は、受理した日の属する月の末日までに、事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の省令に定めのある事項について、公示の手続きを行うものとする。なお、法第85条及び第115条の30の規定にかかわらず、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者の届出書を受理した場合も、他の届出書の受理と同様に福岡県知事に届け出るものとする。

2 福岡県知事への届出については、介護サービス等事業者の廃止等に係る届出書に必要書類を添付して行うものとする。

第8章 再開届

(事前協議)

第36条 申請者は、事業の再開を行う場合は、指定基準及び審査基準その他関係法令等を踏まえて、再開の予定日の1月前までに、介護サービス等事業者指定申請等に係る事前協議書に必要書類を添付して市長に提出し、事前協議を行わなければならない。

2 市は、申請者に対し、指定基準及び審査基準その他関係法令等に基づき、必要な指導又は助言を行うものとする。

(再開申請)

第37条 申請者は、事業を再開した日から10日以内に第9章に定める再開届出書に、別表5に定める書類を添えて、市長に再開届を行うものとする。

2 申請者は、事前協議なく再開申請を行ってはならないものとする。

(審査等)

第38条 市は、再開届出書の提出を受けた場合は、次に掲げる審査を行うものとする。

(1) 書類審査 指定基準及び審査基準その他関係法令等に基づく審査

(2) その他必要と認められる審査

2 市は、前項の審査の結果、補正が必要なものについては、相当の期限を定めて、申請者に補正を求めるものとする。

3 市は、申請者が前項の規定による期限までに補正を行わず、改善が見込めない場合は、再開届出書の差戻しを行うものとする。

(届出の受理)

第39条 市長は、前条に定める審査の結果、要件を満たしていると認められる場合は、再開届受理通知書により、申請者に受理を通知するものとする。

第9章 申請書等

(申請書等の様式)

第40条 規則第10条の規定に基づき福岡市が行う指定又は許可の申請に関する事務の様式について、別表6のとおり定める

第10章 雑則

(委任)

第41条 この要領に定めるもののほか、指定等事務に関し必要な事項は、高齢社会部長が定める。

2 この要領の規定にかかわらず、公募を行う指定等に係る事務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和3年4月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和4年4月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 介護サービス等事業（第2条関係）

区分	サービスの種類
居宅サービス	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導
	通所介護
	通所リハビリテーション
	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
	特定施設入居者生活介護
	福祉用具貸与
	特定福祉用具販売
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護
	介護予防訪問看護
	介護予防訪問リハビリテーション
	介護予防居宅療養管理指導
	介護予防通所リハビリテーション
	介護予防短期入所生活介護
	介護予防短期入所療養介護
	介護予防特定施設入居者生活介護
	介護予防福祉用具貸与
	特定介護予防福祉用具販売
施設サービス	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護医療院
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	複合型サービス
	地域密着型通所介護
	居宅介護支援
	介護予防支援
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護
	介護予防認知症対応型共同生活介護
第1号訪問事業	介護予防型訪問サービス
	生活支援型訪問サービス
第1号通所事業	介護予防型通所サービス
	生活支援型通所サービス

別表2 指定申請 提出書類一覧表（第6条関係）

別添のとおり

別表3 指定更新申請 提出書類一覧表（第17条関係）

添付書類	備考 (指定申請提出書類一覧表参照)
指定更新申請書	別途様式あり
付表	別途様式あり
福岡市収入証紙貼付簿（※）	別途様式あり
基準適合表	別に定める
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（※）	別途様式あり
誓約書	別途様式あり
暴力団排除に係る誓約書（※）	別に定める
組織体制図（※）	任意様式
利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要（※）	任意様式
介護支援専門員の氏名及びその登録番号（該当サービスのみ）（※）	別途様式あり

（※） 本体事業と総合事業等を同時に申請する場合は、添付を省略できる。

（例） 訪問介護と介護予防型訪問サービス、通所介護（地域密着型通所介護）と介護予防型通所サービス、居宅介護支援と介護予防支援

別表4 指定変更申請（第22条関係）

サービス名	事前協議を要する申請事項
特定施設入居者生活介護	法第70条の3の規定による指定の変更
介護老人保健施設	法第94条第2項の規定による変更の許可
	法第95条の規定による承認
介護医療院	法第107条第1項の規定による変更の許可
	法第109条の規定による承認

別表5 再開届の添付書類一覧（第37条関係）

添付書類	備考 (指定申請提出書類一覧表参照)
再開届出書	別途様式あり
付表	別途様式あり
誓約書	別途様式あり
暴力団排除に係る誓約書	別に定める
従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	別途様式あり
組織体制図	任意様式
雇用（予定）証明書	参考様式9
資格証の写し	
管理者経歴書	別途様式あり
事業所のサービス提供責任者経歴書 (訪問介護事業所のみ)	別途様式あり
その他再開に必要と認める書類	任意様式

別表6 様式一覧表（第40条関係）

別添のとおり

<別表2-1> 指定申請 提出書類一覧表(第6条関係)

【居宅施設】

項目	サービスの種類 添付書類	訪問介護	訪問入浴 (予防)	訪問看護 (予防)	訪問リハ (予防)	居宅療養 (予防)	通所介護	通所リハ (予防)	短期生活 (予防)	短期療養 (予防)	特定施設 (予防)	用具貸与 (予防)	用具販売 (予防)	特養	老健	介護医療院	様式			
		市が定める添付書類	独自様式																	
	提出書類チェック表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	サービス毎			
	福岡市収入証紙貼付簿	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	様式③			
国が定める添付書類	標準様式あり	指定(許可)申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式第一号(-)			
		付表(指定に係る記載事項)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	付表第一号		
		従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	標準様式1		
		受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称等及び当該事業者の名称等										●						標準様式2		
		平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	標準様式3		
		設備・備品等一覧表		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	標準様式4		
		利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	標準様式5		
		誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	標準様式6		
		介護支援専門員の氏名及びその登録番号										○				○	○	標準様式7		
	標準様式なし	登記事項証明書又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	登記情報提供サービスでも可		
		病院・診療所の使用許可証の写			●	●	●		●		●									
		薬局の開設許可証の写					●													
		介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写							●		●									
		特別養護老人ホームの認可証等の写													○					
		訪問看護ステーション管理者の免許証の写			○															
		サービス提供責任者の経歴	○															地域密着型標準様式2		
		併設する施設の概要														○	○	○		
		施設を共用する場合の利用計画														○	○	○		
		施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取り図(公園)															○	○		
		運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容		○							○		○			○	○	○		
		福祉用具の保管及び消毒の方法(他に委託する場合はその状況)												○						
		本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間																		
		市が定める添付書類	参考あり様式	暴力団排除に係る誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	別紙様式
				管理者等経歴書	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	様式①
			参考様式なし	組織体制図	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				事業所の写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				
検査済証								○		○	○	○			○	○	○			
障害福祉サービス事業所指定通知書(写し)又は、指定更新通知書(写し)	●							●		●										
指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること証明するもの(覚書等)	●							●		●										
入居一時金の保全措置に係る資料											●									

※ 表中「●」は、該当する場合のみ提出すること。

※ 特定施設は、「有料老人ホームの設置届書類」(老人福祉法に係る届出書)も合わせて作成し、提出すること。

※ 介護老人福祉施設は、老人福祉法に係る届出書一式については「老人福祉法による施設設置認可申請書提出書類」とし簿冊を分けて作成すること。

<別表2-2> 指定申請 提出書類一覧表(第6条関係)

【地域密着型】

項目	サービスの種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護(療養通所介護含む)	認知症対応型通所介護(単独型・併設型)	認知症対応型通所介護(共用型)	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設	地域密着型介護老人福祉施設	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	居宅介護支援	予防支援	様式		
	添付書類															
市が定める添付書類	独自様式	提出書類チェック表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	サービス毎		
		福岡市収入証紙貼付簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○#	様式③	
大臣が定める様式	厚労省式	指定(許可)申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式第二号(一)		
		付表(指定に係る記載事項)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	付表第二号		
国が定める添付書類	標準様式あり	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○#	標準様式1	
		管理者等経歴書	○*	○*	○*	○	○	○	○	○	○	○	○*	○*#	標準様式2	
		平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○#	標準様式3
		設備・備品等一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○#	標準様式4
		利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○#	標準様式5
		誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	標準様式6
		介護支援専門員の氏名及びその登録番号							○	○	○	○	○	○	○#	標準様式7
	標準様式なし	登記事項証明書(法人登記簿謄本)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○#	登記情報提供サービスでも可
		特別養護老人ホームの認可証等の写									○					
		主任介護支援専門員研修修了証の写											○	▲		
		本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間									○					
		併設する施設の概要									○					
		運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○#	
		協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容							○	○	○	○				
		介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要							○	○			○			
		関係市町村並びに他の保険医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容												○	○#	運営規程内に記載があることを確認
		福岡市が定める添付書類	様式あり	暴力団排除に係る誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○#
様式なし	組織体制図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○#		
	事業所の写真		○	○	○	○	○	○				○	○	○#		
	検査済証				○	○	○	○	○	○	○					
	入居一時金の保全措置に係る資料								●	●						

※ 表中「●」は、該当する場合のみ提出すること。

※ 表中「▲」は、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定申請を行う場合にのみ提出すること。

※ 表中「*」は、福岡市においては提出を求めるもの。

※ 地域密着型特定施設は、「有料老人ホームの設置届書類」(老人福祉法に係る届出書)も併せて作成し、提出すること。

※ 地域密着型介護老人福祉施設は、老人福祉法に係る届出書一式については「老人福祉法による施設設置認可申請書提出書類」とし簿冊を分けて作成すること。

※ 表中「#」は、指定居宅介護支援事業者が、指定介護予防支援の指定申請を行う場合に、内容が重複するならば提出不要であること。

<別表2-3> 指定申請 提出書類一覧表(第6条関係)

【総合事業】

項目	サービスの種類		介護予防型訪問サービス	生活支援型訪問サービス	介護予防型通所サービス	生活支援型通所サービス	様式
	添付書類						
市が定める添付書類	独自様式	提出書類チェック表	○	○	○	○	サービス毎
		福岡市収入証紙貼付簿	○※	○#	○※	○#	様式③
大臣が定める様式	厚生労働式	指定(許可)申請書	○	○	○	○	様式第三号(四)
		付表(指定に係る記載事項)	○	○	○	○	付表第三号
国が定める添付書類	標準様式あり	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	○※	○#	○※	○#	標準様式1
		平面図	○※	○#	○※	○#	標準様式2
		設備・備品等一覧表			○	○	標準様式3
		利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○※	○#	○※	○#	標準様式4
		誓約書	○	○	○	○	標準様式5
	標準様式なし	登記事項証明書又は条例等	○※	○#	○※	○#	登記情報提供サービスでも可
		サービス提供責任者の経歴	○※				
		運営規程	○※	○#	○※	○#	
福岡市が定める添付書類	参考様式あり	暴力団排除に係る誓約書	○※	○#	○※	○#	別紙様式
		管理者等経歴書	○※	○#	○※	○#	様式⑩
	参考様式なし	組織体制図	○※	○#	○※	○#	
		事業所の写真	○※	○#	○※	○#	
		検査済証			○※	○#	

※ 表中「※」は、本体(訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護)と一体的に申請する場合に、内容が重複するならば提出不要であること。

※ 表中「#」は、本体(訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護)と一体的に申請する場合に、内容が重複するならば写しの提出とできること。

〈別表6（第40条関係）〉

様式

通し 番号	分類	様式番号	様式・付表名
1	居宅施設	様式第一号（一）	指定（許可）申請書
2		様式第一号（二）	指定（許可）更新申請書
3		様式第一号（三）	指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書
4		様式第一号（四）	指定を不要とする旨の届出書
5		様式第一号（五）	変更届出書
6		様式第一号（六）	再開届出書
7		様式第一号（七）	廃止・休止届出書
8		様式第一号（八）	指定辞退届出書
9		様式第一号（九）	介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書
10		様式第一号（十）	介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請書
11		様式第一号（十）	介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請書
12		付表第一号（一）	訪問介護事業所の指定等に係る記載事項
13		付表第一号（二）	訪問入浴・介護予防事業所の指定等に係る記載事項
14		付表第一号（三）	訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定等に係る記載事項
15		付表第一号（四）	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定等に係る記載事項
16		付表第一号（五）	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所の指定等に係る記載事項
17		付表第一号（六）	通所介護事業所の指定等に係る記載事項
18		付表第一号（七）	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所の指定等に係る記載事項
19		付表第一号（八）	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定等に係る記載事項（単独型）
20		付表第一号（九）	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定等に係る記載事項 （空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業所型）
21		付表第一号（十）	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定等に係る記載事項 （空床利用型・本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合併設事業所型）
22		付表第一号（十一）	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所の指定等に係る記載事項
23		付表第一号（十二）	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定等に係る記載事項
24		付表第一号（十三）	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所の指定等に係る記載事項
25		付表第一号（十四）	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所の指定等に係る記載事項
26		付表第一号（十五）	介護老人福祉施設の指定等に係る記載事項
27		付表第一号（十六）	介護老人保健施設の許可等に係る記載事項
28		付表第一号（十七）	介護医療院の許可等に係る記載事項
29	地域密着型	様式第二号（一）	指定申請書
30		様式第二号（二）	指定更新申請書
31		様式第二号（三）	廃止・休止届出書
32		様式第二号（四）	変更届出書
33		様式第二号（五）	再開届出書
34		様式第二号（六）	指定辞退届出書
35		様式第二号（七）	指定介護予防支援委託（変更）の届出書
36		付表第二号（一）	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定等に係る記載事項
37		付表第二号（二）	夜間対応型訪問介護事業所の指定等に係る記載事項
38		付表第二号（三）	地域密着型通所介護（療養通所介護）事業所の指定等に係る記載事項
39		付表第二号（四）	認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定等に係る記載事項 （単独型・併設型）
40		付表第二号（五）	認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定等に係る記載事項 （共用型）
41		付表第二号（六）	小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定等に係る記載事 項
42		付表第二号（七）	認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定等に係る記 載事項
43		付表第二号（八）	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定等に係る記事事項
44		付表第二号（九）	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定等に係る記載事項
45		付表第二号（十）	複合型サービス事業所の指定等に係る記載事項
46		付表第二号（十一）	指定居宅介護支援事業所の指定等に係る記載事項
47		付表第二号（十二）	指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項

48	総合事業	様式第三号（一）	変更届出書
49		様式第三号（二）	再開届出書
50		様式第三号（三）	廃止・休止届出書
51		様式第三号（四）	指定申請書
52		様式第三号（五）	指定更新申請書
53		付表第三号（一）	訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項
54		付表第三号（二）	通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項

標準様式

通し 番号	分類	様式番号	様式・付表名
1	基準該当	別紙様式第十号（一）	登録申請書
2		別紙様式第十号（二）	変更届出書
3		別紙様式第十号（三）	再開届出書
4		別紙様式第十号（四）	廃止・休止届出書
5		別紙様式第十号（五）	登録更新申請書
6	居宅施設	標準様式 1	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
7		標準様式 2	受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地
8		標準様式 3	平面図
9		標準様式 4	設備・備品等一覧表
10		標準様式 5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
11		標準様式 6	誓約書
12		標準様式 7	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧
13	地域密着型	標準様式 1	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
14		標準様式 2	管理者経歴書
15		標準様式 3	平面図
16		標準様式 4	設備等一覧表
17		標準様式 5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
18		標準様式 6	誓約書
19		標準様式 7	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧
20	総合事業	標準様式 1	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
21		標準様式 2	平面図
22		標準様式 3	設備等一覧表
23		標準様式 4	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
24		標準様式 5	誓約書

独自様式

通し 番号	分類	様式番号	様式・付表名
1	共通	様式①	介護サービス等事業者指定申請等に係る事前協議書
2		様式②	介護サービス事業者変更申請に係る事前協議書
3		様式③	福岡市収入証紙貼付簿
5		様式④-1	特定施設入居者生活介護事業の指定に係る同意依頼書
6		様式④-2	介護医療院の許可に係る同意依頼書
7		様式⑤	介護サービス事業者の指定等に係る届出書
8		様式⑥	介護サービス事業所の廃止等に係る届出書
9		様式⑦	廃止等に当たり講じた措置報告書
10		様式⑧	指定変更等決定通知書
11		様式⑨	休止・廃止・辞退届受理通知書
12		様式⑩	再開届受理通知書
13		様式⑪	経歴書